

四日市市告示第 191 号

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

水素供給設備整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱（令和 5 年四日市市告示第 4 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 （略） （有効期限）</p> <p>2 この要綱は、第 1 4 条から第 1 7 条の規定を除き、<u>令和 1 1 年 3 月 3 1 日</u>（以下、失効日という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに計画認定を受けた補助事業については、この要綱はなおその効力を有する。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 （略） （有効期限）</p> <p>2 この要綱は、第 1 4 条から第 1 7 条の規定を除き、<u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u>（以下、失効日という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに計画認定を受けた補助事業については、この要綱はなおその効力を有する。</p>

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

（商工農水部工業振興課）